

医療法人部会の概要

- 1 設置根拠 医療法施行令第5条の21
- 2 設置目的 医療法人の設立認可が多数生じることから、医療審議会に部会を設置し、専ら医療法人の設立等に関する事項を調査審議する。
- 3 調査審議事項
 - 医療法に規定された医療法人等の設立認可に関する事項について調査審議
 - (1) 社会医療法人の認定 (医療法 第42条の2第2項)
 - (2) 医療法人の設立の認可又は不認可の処分 (" 第45条第2項)
 - (3) 医療法人の解散の認可又は不認可の処分 (" 第55条第7項)
 - (4) 医療法人の合併の認可又は不認可の処分 (" 第58条の2第5項、第59条の2)
 - (5) その他医療法人に関する事項
- 4 委員数 10人以内 ※医療審議会長の指名により選任
- 5 開催回数 年2回予定